

八郎潟町地域子育て力推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 子育てや地域との関わりが少なくなりがちな保護者が、知識と経験を生かして地域や子どもたちと積極的に関わりあうことのできる体験活動事業の実施を支援し、もって、家族や地域間の絆を強めるとともに、他の家族との交流をも推進し、地域での子育て力の向上を図る。

(事業の内容)

第2条 本事業では、原則として次の内容を実施する。

活動グループの立ち上げと、実際の活動

- ① 保護者が主体的に参画する「活動グループ」を立ち上げる。
- ② 子どもと一緒に体験活動等を行う。

(活動グループの立ち上げ単位)

第3条 町内子ども会やPTA、保護者会、クラス、学年、クラブなど、地域の実情に応じて柔軟にグループを立ち上げることができる。またPTA等から複数の活動グループが立ち上がることを妨げないが、同じ活動をする場合にあっては、これを同一グループとする。

(活動グループの性格)

第4条 本事業では、保護者が活動の企画・運営に主体的に参画することによって、地域子育て力の向上を期待している。そのため、活動グループの立ち上げにあたっては、保護者が企画・運営の中心として関わるものとする。ただし、祖父母や地域住民が参画することを妨げるものではなく、様々な人とのコミュニケーション機会の創出により、地域子育て力の向上を目指すものであることに留意する。

2 本事業における活動グループは、子どもと一緒に活動を行うために有志が立ち上げる任意のグループであり、グループの名称、組織形態、人数、所在地、活動の内容などについて制限は設けない。

(活動グループの募集)

第5条 立ち上げや活動に伴い、活動経費を必要とする活動グループは、交付申請書(様式1)と活動計画書(様式2)、収支予算書(様式3)を八郎潟町長(以下「町長」という。)に提出する。

(活動の承認)

第6条 町長は活動グループにより提出された申請書と計画書の内容を審査のうえ、適当と判断されるものについて承認し、交付決定通知書(様式4)を送付する。

(変更交付申請の提出)

第7条 各活動グループは、この補助金の交付決定後に事情の変更があるときは、交付条件等変更承認申請書(様式5)と収支予算書(様式6)を町長に提出する。

(交付決定の変更の承認)

第8条 町長は活動グループにより提出された変更承認申請書を審査のうえ、適当と判断されるものについて承認し、交付決定変更通知書(様式7)を送付する。

(活動実績報告書の提出)

第9条 各活動グループは、全ての活動が終了したときは、終了後1ヶ月以内に実績報告書（様式8）と活動実績報告書（様式9）、収支精算書（様式10）、請求書（様式11）を町長に提出する。

（活動経費）

第10条 各活動グループが作成した活動計画書の内容に基づき、予算の範囲内で事業に要する経費を決定し、各活動グループに支出する。

2 各活動グループの経費は原則として町内在住者に適用し、次を基準とする。

（1） 家族や町内会など、小規模グループでの活動（3歳児～小学生までの子どもの数が5～10人以下）は、子ども1人あたり3,000円を基準とする。

（2） 学級単位や学校単位など、大規模な活動（3歳児～小学生までの子どもの数が11人以上）は子ども1人あたり3,000円を基準とし、上限を5万円とする。

3 活動グループの指定した口座に振り込むものとする。

4 活動経費の執行に当たっては、支出の根拠となる資料（領収書・レシート等）を保管し、出納の状況を容易に確認できるように整えるものとする。

5 各活動グループは、全ての活動が終了した後、速やかに経費を精算し、事業終了後1ヶ月以内に実績報告書を提出する。他の補助金や、賞金、謝礼、寄付金等の収入があった場合は、収支精算書に明記するものとする。

（対象となる経費）

第11条 活動グループのメンバーが、子どもと一緒にを行う活動に要する経費として、活動のための消耗品、道具や会場の借り上げ料、保険料などのほか、各グループの活動内容や実状に応じて、必要な経費を適切に計上するものとする。なお、計上できる経費の種類については、謝金、旅費、消耗品、食材料費、通信費、貸借料、保険料、手数料とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

第5条中「別に指定する期日までに、」を削る。

第6条中「なお、活動期限は1月末までとする。」を削る。

第10条第2項第3号を削る。

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。